

配偶者が市区町村から児童扶養手当を受けている場合は、よくお読みください

平成 26 年 11 月分までと同年 12 月分からは、「障害基礎年金の子の加算」と「児童扶養手当」の受け取り方が異なります。

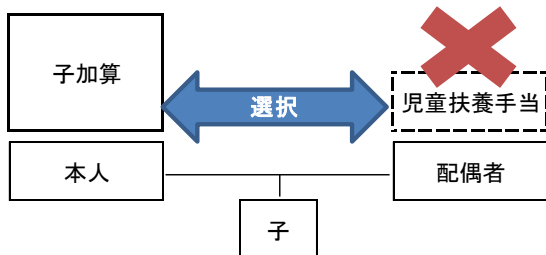
児童扶養手当法が改正され、平成 26 年 12 月 1 日に施行されました。

この法律改正により、同一のお子様を対象としたお客様ご自身の「障害基礎年金の子の加算（以下「子加算」といいます）」と、お客様の配偶者に支払われる「児童扶養手当」の受け取り方が、改正法の施行日前後で異なります。

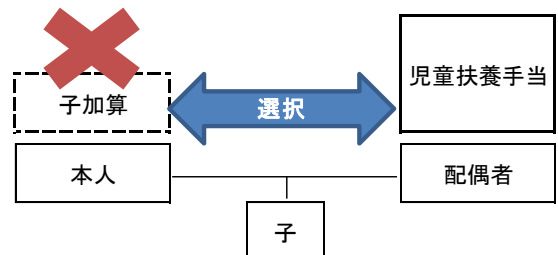
平成 26 年 11 月分までの受け取り方

平成 23 年 4 月以後、同一のお子様を対象とした子加算または児童扶養手当を受けることができる場合は、子加算または児童扶養手当の**いずれか金額の高い方のみ**を受け取っていました。

●子加算を受け取る場合



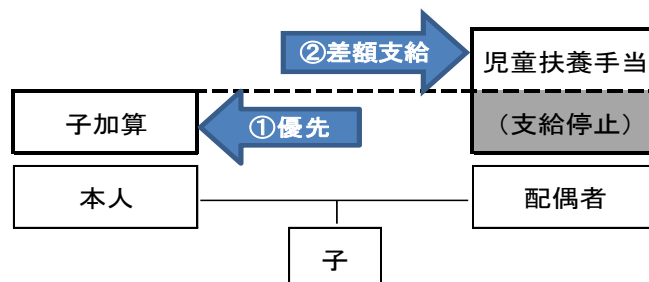
●児童扶養手当を受け取る場合



平成 26 年 12 月分からの受け取り方

同一のお子様を対象とした子加算または児童扶養手当を受けることができる場合は、**一律に子加算を優先**して受け取っていただきます。そのうえで、子加算の額[※]が、児童扶養手当の額を下回る場合には、その**差額分の児童扶養手当**を受け取るようになりました。

※配偶者が年金を受けている場合は、配偶者自身の年金と子加算との合算額



これから平成 26 年 11 月以前分の障害年金を請求する方は、裏面もよくお読みください。↻

平成 26 年 11 月以前分の障害年金を さかのぼって請求する方へ

**さかのぼった期間※で、同一のお子様を対象とした子加算または
児童扶養手当を受けるときは、次の手続きが必要です。**

さかのぼった期間については、お客様ご自身の障害基礎年金への子加算か、または配偶者に支給される児童扶養手当の**いずれか金額の高い方のみ**を受け取っていただきます。

このとき、子加算と児童扶養手当のどちらを受け取るかによって、次の①または②のとおり、年金請求書に記入する内容や提出していただく書類が異なります。

※「さかのぼった期間」とは、**平成 26 年 11 月以前分の期間**を指します。

①ご自身の障害基礎年金への子加算を受け取る場合

配偶者が児童扶養手当を受けており、障害年金の決定後に子加算へ移行することを希望する場合は、

- 年金請求書に、子加算の対象となるお子様について記入してください。
- 「障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書」を提出してください。

②配偶者に支払われる児童扶養手当を受け取る場合

ご自身の障害基礎年金への子加算ではなく、配偶者に支払われる児童扶養手当を受け取る場合でも、平成 26 年 12 月分以後の期間については、**一律に子加算を優先**して受け取っていただきますので、

- 「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」を提出してください。

年金は、**受け取る権利が発生した翌月分**からのお受け取りとなります。

このたびの年金の請求により、年金を受け取る権利が発生する年月が平成 26 年 10 月以前にさかのぼった場合は、平成 26 年 11 月以前分の年金の請求となります。